第2章　市町村における推進状況

1．推進体制等（その1）

（平成21年4月1日現在）

項目 市町村名	所　管　部　署	首長部局	専管組織	庁内 推進体制	諮問機関等
奈　良　市	市民活動部人権文化推進室男女共同参画課	○	○	○	○
大和高田市	市民部人権施策課男女共同参画推進係	○	○	○	○
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係	○	○		
天　理　市	市民部男女共同参画課男女共同参画係	○	○	○	○
橿　原　市	市民経済部人権施策課男女共同参画室 男女共同参画係	○	○	○	○
桜　井　市	市民部人権施策課男女共同参画係	○	○	○	○
五　條　市	生活産業部人権施策課女性施策係	○	○		
御　所　市	企画開発部人権･同和対策課男女共同参画係	○	○	○	
生　駒　市	市民部人権施策課男女共同参画プラザ	○	○	○	○
香　芝　市	市民生活部人権･共同参画課男女共同参画係	○	○	○	
葛　城　市	市民生活部人権政策課男女共同参画係	○	○		
宇　陀　市	市民環境部人権施策課	○		○	
山　添　村	総務課人権啓発室	○			
平　群　町	総務財政課人権対策係	○		○	○
三　郷　町	総務部人権施策課	○		○	
斑　鳩　町	企画財政課文化広報統計係	○		○	○
安　堵　町	総務課	○			
川　西　町	総務部企画財政課	○			
三　宅　町	総務課	○			
田原本町	生活環境部住民生活課人権施策係	○			
曽　爾　村	ふれあい推進課	○			
御　杖　村	総務課人権施策グループ男女共同参画係	○			
高　取　町	住民福祉課住民生活グループ	○			
明日香村	教育課				
上　牧　町	住民福祉部福祉課人権啓発係	○			
王　寺　町	企画財政課財務情報管理係	○		○	
広　陵　町	総務部総務課企画調整係	○			
河　合　町	教育委員会生涯学習課人権対策係				
吉　野　町	町民課人権施策係	○			
大　淀　町	総務部総務課	○			
下　市　町	教育委員会社会教育係				
黒　滝　村	住民課	○			
天　川　村	住民課男女共同参画係	○			
野迫川村	総務課女性施策係	○			
十津川村	総務課庶務係	○			
下北山村	住民課男女共同参画担当	○			
上北山村	住民課女性対策係	○			
川　上　村	教育委員会社会教育係				
東吉野村	総務企画課	○			
合　計		35	11	13	8

1．推進体制等（その2）

（平成21年4月1日現在）

項目 / 市町村名	男女共同参画のための総合的な施設	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	住民対象の意識調査等実績	総合計画等での位置付け
奈良市	○(H14.9設置)	○(H15.4.1施行)	○(H13.4～)	○(H17)	○
大和高田市		○(H14.4.1施行)	○(H19.4～)	○(H17)	○
大和郡山市				○(H8)	○
天理市	○(H10.4設置)		○(H18.4～)	○(H16)	○
橿原市		○(H18.7.1施行)	○(H20.4～)	○(H18)	○
桜井市			○(H16.4～)	○(H14)	○
五條市			○(H13.4～)	○(H13)	
御所市			○(H13.3～)		
生駒市	○(H2.4設置)	○(20.4.1施行)	○(H17.6～)	○(H15)	○
香芝市		△(H22以降)	○(H13.4～)	○(H11)	○
葛城市			○(H21.4～)	○(H20)	
宇陀市			○(H20.4～)	○(H19)	○
山添村					○
平群町		△(H22以降)	○(H16.4～)	○(H14)	○
三郷町		△(H22以降)			○
斑鳩町		○(H16.4.1施行)	○(H18.4～)	○(H17)	○
安堵町					○
川西町					○
三宅町					
田原本町					○
曽爾村					
御杖村				○(H14)	○
高取町					
明日香村					
上牧町					○
王寺町		△(H22以降)			○
広陵町					
河合町					
吉野町					
大淀町				○(H17)	○
下市町					
黒滝村					
天川村					
野迫川村					○
十津川村					
下北山村					
上北山村					
川上村					
東吉野村					
合計	3	5	13	15	21

○制定・策定済　　△検討中

2. 相談体制

（平成21年4月1日現在）

項目 市町村名	女性問題等の相談事業	実施日	H20年度 相談件数
奈　良　市	女性問題相談室（女性問題相談員） 女性のための法律相談（女性弁護士）	毎週月・水・金・土（男女共同参画センター） 毎週月・水（西部会館） 毎月第２・第４木曜	3,281件
大和高田市	女性相談(ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰ)	毎月第１・３金曜	66件
大和郡山市	人権相談(人権啓発指導員及び職員) 電話DV相談(専門相談員) 面接DV相談（専門相談員）	市役所執務時間内 毎月第１・３金曜 奇数月第３木曜	89件
天　理　市	女性のための法律相談(弁護士) 女性のためのこころの相談(ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰ) 女性のためのこころの電話相談(女性専門相談員)	毎月第１金曜 毎月第２・４金曜 毎週木曜	106件
橿　原　市	女性弁護士相談 ﾌｪﾐｽﾄｶｳﾝｾﾗｰによる面接相談 女性相談員による電話相談	毎月第２・４金曜 毎月第２金曜 毎月第４金曜	471件
桜　井　市	女性相談(ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰ)	毎月第４月曜	21件
五　條　市			51件
御　所　市	女性の法律相談(弁護士)	偶数月第２火曜	26件
生　駒　市	電話・来館相談(社会教育指導員) ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰによる相談 女性のための法律相談（弁護士）	毎週火～日曜 毎月第２・４水曜 毎月第３水曜	670件
香　芝　市	男女共同参画電話相談(ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰ) 女性法律相談（弁護士）	毎月第２火曜 毎月第４水曜	95件
葛　城　市			0件
宇　陀　市	DV相談（カウンセラー）	偶数月の第４水曜	6件
山　添　村			0件
平　群　町	よろず相談（相談員）	毎月第１・３火曜	13件
三　郷　町			0件
斑　鳩　町	女性のための相談(ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾗｰ)	毎月第２・４金曜	27件
安　堵　町			0件
川　西　町			1件
三　宅　町			0件
田原本町			0件
曽　爾　村			0件
御　杖　村	人権に関わる相談（相談員） 心配ごと相談	平日（常設） 毎月１１日	8件
高　取　町			0件
明日香村			0件
上　牧　町			37件
王　寺　町	無料法律相談（弁護士）	毎月第１水曜	12件
広　陵　町			0件
河　合　町	女性・DV問題電話相談(NPO法人相談員)	毎週火・金	71件
吉　野　町			0件
大　淀　町			24件
下　市　町			0件
黒　滝　村			0件
天　川　村			0件
野迫川村			0件
十津川村			0件
下北山村			0件
上北山村			0件
川　上　村			0件
東吉野村			0件
合　計	15		

３．女性の登用状況（その１）

（平成２１年３月３１日現在）

項目 / 市町村名	審議会等における登用状況＊					地方自治法（180条の5）に基づく委員会等における登用状況			市町村議会議員		
	委員総数	うち女性数	女性比率	目標値	目標年度	委員総数	うち女性数	女性比率	議員総数	うち女性数	女性比率
奈良市	1,372	339	24.7%	30%	平成22年度	56	4	7.1%	42	5	11.9%
大和高田市	613	155	25.3%	40%	平成29年度	38	5	13.2%	18	3	16.7%
大和郡山市	432	57	13.2%			39	2	5.1%	24	1	4.2%
天理市	435	70	16.1%	30%	平成27年度	37	2	5.4%	19	2	10.5%
橿原市	808	196	24.3%	30%	平成24年度	43	2	4.7%	26	4	15.4%
桜井市	473	109	23.0%	30%	平成25年度	40	3	7.5%	16	1	6.3%
五條市	403	80	19.9%			35	1	2.9%	21	1	4.8%
御所市	515	163	31.7%			41	2	4.9%	14	2	14.3%
生駒市	369	104	28.2%	40%	平成26年度	43	3	7.0%	24	7	29.2%
香芝市	1047	259	24.7%	30%	平成22年度	39	2	5.1%	20	2	10.0%
葛城市	329	55	16.7%	40%	平成30年度	43	1	2.3%	18	2	11.1%
宇陀市	452	80	17.7%	30%	平成29年度	54	0	0.0%	20	0	0.0%
山添村	198	24	12.1%			36	2	5.6%	10	0	0.0%
平群町	354	88	24.9%			39	2	5.1%	14	3	21.4%
三郷町	387	58	15.0%			29	2	6.9%	13	2	15.4%
斑鳩町	323	87	26.9%	35%	平成27年度	37	4	10.8%	15	1	6.7%
安堵町	117	11	9.4%			29	2	6.9%	12	1	8.3%
川西町	105	26	24.8%	30%	平成21年度	31	3	9.7%	12	0	0.0%
三宅町	120	22	18.3%			31	3	9.7%	10	0	0.0%
田原本町	156	19	12.2%			34	1	2.9%	14	1	7.1%
曽爾村	131	5	3.8%			31	4	12.9%	8	0	0.0%
御杖村	126	17	13.5%			31	2	6.5%	8	0	0.0%
高取町	166	51	30.7%			34	0	0.0%	12	1	8.3%
明日香村	152	38	25.0%			38	3	7.9%	10	0	0.0%
上牧町	124	29	23.4%			25	2	8.0%	11	3	27.3%
王寺町	352	80	22.7%			28	1	3.6%	14	3	21.4%
広陵町	169	23	13.6%			29	1	3.4%	14	2	14.3%
河合町	219	59	26.9%			30	2	6.7%	13	2	15.4%
吉野町	324	82	25.3%			32	1	3.1%	12	1	8.3%
大淀町	168	24	14.3%			33	2	6.1%	12	1	8.3%
下市町	134	10	7.5%			36	1	2.8%	10	0	0.0%
黒滝村	124	6	4.8%			13	1	7.7%	7	0	0.0%
天川村	85	15	17.6%			26	3	11.5%	8	0	0.0%
野迫川村	96	13	13.5%			23	1	4.3%	7	0	0.0%
十津川村	114	14	12.3%			25	3	12.0%	12	0	0.0%
下北山村	91	11	12.1%			21	2	9.5%	8	0	0.0%
上北山村	156	16	10.3%			11	0	0.0%	7	0	0.0%
川上村	68	5	7.4%			17	0	0.0%	8	0	0.0%
東吉野村	57	3	5.3%			26	0	0.0%	8	0	0.0%
合計	11,864	2,503	21.1%			1,283	75	5.8%	551	51	9.3%
（参考）奈良県	1474	450	30.5%			52	6	11.5%			

＊審議会等委員への女性の登用目標がある市町村は、その対象である審議会等の女性の登用状況
審議会等委員への女性の登用目標がない市町村は、地方自治法２０２条の３に基づく審議会等と条例により設置されている審議会等の女性の登用状況

3. 女性の登用状況（その2）

（平成21年4月1日現在）

項目 / 市町村名	管理職(課長補佐級以上)の在職状況						自治会における登用状況			女性の首長・副首長または教育長または議会議長	
	管理職総数	うち女性数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち女性数	女性比率	自治会長総数	うち女性数	女性比率	職氏名	在任期間
奈良市	534	39	7.3%	333	34	10.2%	1089	92	8.4%		
大和高田市	195	41	21.0%	113	16	14.2%	137	6	4.4%		
大和郡山市	150	15	10.0%	125	9	7.2%	315	20	6.3%		
天理市	180	28	15.6%	141	15	10.6%	134	3	2.2%	市議会議長 今西 康世	H20.4.24～ H21.4.23
橿原市	255	40	15.7%	240	25	10.4%	616	53	8.6%		
桜井市	118	18	15.3%	95	13	13.7%	108	0	0.0%	市議会議長 福嶋 昭代	H20.5.7～ H21.5.6
五條市	117	15	12.8%	92	11	12.0%	297	6	2.0%		
御所市	60	15	25.0%	60	15	25.0%	120	1	0.8%		
生駒市	174	21	12.1%	138	7	5.1%	123	17	13.8%		
香芝市	53	8	15.1%	44	1	2.3%	43	2	4.7%		
葛城市	120	14	11.7%	80	5	6.3%	44	0	0.0%		
宇陀市	277	83	30.0%	181	41	22.7%	208	1	0.5%		
山添村	21	8	38.1%	18	5	27.8%	30	0	0.0%		
平群町	46	9	19.6%	46	9	19.6%	40	0	0.0%		
三郷町	61	9	14.8%	43	5	11.6%	44	2	4.5%		
斑鳩町	45	7	15.6%	43	5	11.6%	116	5	4.3%		
安堵町	13	3	23.1%	10	1	10.0%	12	0	0.0%		
川西町	42	11	26.2%	41	10	24.4%	19	0	0.0%	副町長 松本 ひろ子	H20.10.1～ H24.9.30
三宅町	24	5	20.8%	21	2	9.5%	10	0	0.0%		
田原本町	67	1	1.5%	67	1	1.5%	99	0	0.0%		
曽爾村	13	4	30.8%	13	4	30.8%	9	0	0.0%		
御杖村	17	1	5.9%	16	0	0.0%	4	0	0.0%		
高取町	21	5	23.8%	21	5	23.8%	23	0	0.0%		
明日香村	21	2	9.5%	20	1	5.0%	39	0	0.0%		
上牧町	40	5	12.5%	38	4	10.5%	23	2	8.7%		
王寺町	30	3	10.0%	27	0	0.0%	51	1	2.0%		
広陵町	70	16	22.9%	70	16	22.9%	41	0	0.0%		
河合町	46	4	8.7%	40	2	5.0%	20	3	15.0%		
吉野町	35	5	14.3%	33	3	9.1%	50	0	0.0%		
大淀町	95	24	25.3%	47	2	4.3%	51	0	0.0%		
下市町	37	4	10.8%	37	4	10.8%	85	0	0.0%		
黒滝村	15	3	20.0%	14	2	14.3%	12	0	0.0%		
天川村	17	0	0.0%	17	0	0.0%	19	0	0.0%		
野迫川村	13	2	15.4%	13	2	15.4%	13	0	0.0%		
十津川村	32	6	18.8%	32	6	18.8%	54	1	1.9%		
下北山村	10	0	0.0%	10	0	0.0%	8	0	0.0%		
上北山村	10	0	0.0%	10	0	0.0%	4	0	0.0%		
川上村	13	0	0.0%	13	0	0.0%	26	0	0.0%		
東吉野村	14	1	7.1%	12	1	8.3%	19	0	0.0%		
合計	3,101	475	15.3%	2,414	282	11.7%	4,155	215	5.2%	3名	
（参考）奈良県	1221	62	5.1%								

第3章　参　　考　　資　　料

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年７月１日公布
奈 良 県 条 例 第 ５ 号

目　次

前　文
第１章　総則（第１条ー第８条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第９条ー第18条）
第３章　奈良県男女共同参画審議会（第19条）
附　則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成９年３月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわりなく、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
３　男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
４　男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
５　男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。
２　事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害）

第７条　何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。）並びに配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

（市町村長との協力）

第８条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第９条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。
４　知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民の理解を深めるための措置）

第11条　県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（家庭生活における活動とその他の活動との両立支援）

第12条　県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第13条　県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

（性別による人権侵害の防止に関する取組）

第14条　県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

（苦情及び相談の処理）

第15条　県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

２　県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

（調査研究）

第16条　県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（民間の団体の活動に対する情報提供等）

第17条　県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の推進状況の公表）

第18条　知事は、毎年１回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第３章　奈良県男女共同参画審議会

第19条　この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、委員15人以内で組織する。

３　委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

４　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　第２項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

（規定）

第１　奈良県男女共同参画推進条例第19条第７項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し以下のように定める。

（会長）

第２　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第３　審議会は、会長が招集する。

（意見等の聴取）

第４　会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聴くことができる。

（部会）

第５　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

２　部会は、審議会から付託された事項について検討する。

３　部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

４　部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

（その他）

第６　審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

附　則

この要綱は、平成13年７月１日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

（５０音順、敬称略）

【平成２１年７月１日現在】

上　田　実千代	中小企業診断士
音　田　昌　子	くらしと文化研究所主宰
桐　野　由美子	京都ノートルダム女子大学教授
小　谷　洋　子	一般県民
島　本　太香子	奈良大学教授(産婦人科医)
杉　若　弘　子	同志社大学教授
竹　平　　均	日本労働組合総連合会奈良県連合会会長代理
田　仲　清　高	奈良県指導・女性農業士会副会長
辻　　良　彰	（社）奈良工業会専務理事
辻　村　泰　範	奈良県老人福祉施設協議会会長
中　川　幾　郎	帝塚山大学教授
馬　場　勝　也	弁護士
稗　田　睦　子	ＮＰＯ法人 メディアネット宇陀理事
宮　坂　靖　子	奈良大学教授
森　田　実知夫	一般県民

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）
第１条　男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
(3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

（組織）
第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
２　本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
３　本部員は、別記１に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）
第４条　本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（幹事会議）
第５条　本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

２　幹事長はくらし創造部長をもって、副幹事長はくらし創造部次長をもって、幹事は別記２に掲げる者をもって充てる。

３　幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
(1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
(2) 本部から指示された事項の調査及び検討
(3) その他本部を補助するために必要な業務

４　特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

（会議）
第６条　本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。
２　本部長又は幹事長は、必要があると認めたときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（本部の事務）
第７条　本部の事務は、くらし創造部男女共同参画課において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年７月２０日から施行する。

平成８年４月１日一部改正
平成１１年４月１日一部改正
平成１２年４月１日一部改正
平成１３年４月１日一部改正
平成１４年４月１日一部改正
平成１５年４月１日一部改正
平成１６年４月１日一部改正
平成１７年４月１日一部改正
平成１８年４月１日一部改正
平成１９年４月１日一部改正
平成１９年７月３日一部改正
平成２０年４月１日一部改正
平成２１年４月１日一部改正

別記１　本部員

総務部長	知事公室長	地域振興部長	文化観光局長	福祉部長
こども家庭局長	健康安全局長	くらし創造部長	商工労働部長	農林部長
土木部長	まちづくり推進局長	会計管理者	水道局長	教育長
警察本部長				

別記２　幹　事

知事公室	広報広聴課長　政策調整課長　行政経営課長 安全・安心まちづくり推進課長
総務部	総務課長　人事課長
地域振興部	総務室長　地域づくり支援課長
文化観光局	国際観光課長
福祉部	総務室長　福祉政策課長　援護室長　障害福祉課長 長寿社会課長
こども家庭局	こども家庭課長　少子化対策室長
健康安全局	総務室長　地域医療連携課長　医療管理課長　健康増進課長 薬務課長
くらし創造部	総務室長　協働推進課長　青少年・生涯学習課長 人権施策課長　男女共同参画課長
商工労働部	総務室長　商工課長　産業支援課長　雇用労政課長
農林部	総務室長　農業経営課長　農業水産振興課長 担い手・農地活用対策課長　林政課長
土木部	総務室長
まちづくり推進局	住宅課長
会計局	総務課長
水道局	総務課長
教育委員会	総務室長　教職員課長　学校教育課長　人権・社会教育課長 保健体育課長　教育研究所長
警察本部	警務課長

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

（目的）
第１条　地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（所掌）
第２条　県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。
(1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関すること。
(2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成１３年７月奈良県条例第５号）の理念を踏まえた「なら男女ＧＥＮＫＩプラン」の具体化に向けての取組及び推進に関すること。
(3) その他、男女共同参画社会づくりのために必要な事業に関すること。
２ 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

（構成）
第３条　県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。
２　委員の任期は委嘱の日から２年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第４条　県民会議には、会長１名及び副会長１名を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
３　会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）
第５条　県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。
２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
３　団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

（部会）
第６条　県民会議に次の各号に掲げる部会を置く。
(1) 事業推進部会　事業推進に関すること。
(2) 啓発推進部会　広報啓発に関すること。
２　委員は、部会に所属するものとする。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
４　必要に応じて、部会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができるものとする。
５　委員会は、県民会議委員と外部委員で構成するものとする。

（庶務）
第７条　県民会議の庶務は、奈良県くらし創造部男女共同参画課において行う。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成１４年５月１６日から施行する。
２　県民会議の設立当初の委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日までとする。
３　この要綱は、平成１８年５月３０日から施行する。
平成２０年４月１日一部改正

平成21年度　奈良県男女共同参画県民会議　委員名簿

（敬称略）

No.	委員氏名	ふりがな	組織名	事業	啓発
1	数家　鉄治	かずや　てつじ	公募委員	○	
2	西尾　稔子	にしお　としこ	奈良県PTA協議会		○
3	池原　真智子	いけはら　まちこ	NPOなら人権情報センター		○
4	井上　康二	いのうえ　やすじ	奈良県地域づくり団体協議会		○
5	阪部　惠美子	さかべ　えみこ	奈良県婦人教育推進会		○
6	上田　すま子	うえだ　すまこ	奈良県女性経営研究会	○	
7	北村　典子	きたむら　のりこ	奈良県中小企業団体中央会	○	
8	中村　重信	なかむら　しげのぶ	奈良県身体障害者福祉協会連合会	○	
9	奥村　幸子	おくむら　さちこ	奈良県食生活改善推進員連絡協議会		○
10	松田　薫	まつだ　かおる	日本ボーイスカウト奈良県連盟		○
11	吉川　志津子	よしかわ　しずこ	奈良県商工会議所連合会	○	
12	平井　豊子	ひらい　とよこ	(社)奈良県母子福祉連合会	○	
13	権藤　ゆう	ごうどう　ゆう	奈良県女性センターグループ飛翔		○
14	岡本　和美	おかもと　かずみ	(社)奈良県医師会		○
15	奥田　晶子	おくだ　せいこ	文化研究会		○
16	岩戸　良雄	いわと　よしお	奈良県ボランティア連絡協議会		○
17	音田　昌子	おんだ　まさこ	くらしと文化研究所	○	
18	小谷　洋子	こたに　ようこ	公募委員		○
19	梶野　洋子	かじの　ようこ	奈良県地域婦人団体連絡協議会		○
20	小松　洋子	こまつ　ようこ	高齢社会をよくする会・奈良		○
21	増田　芳也	ますだ　よしなり	奈良県青年団協議会	○	
22	上掛　利博	かみかけ　としひろ	京都府立大学福祉社会学部	○	
23	喜多　秀匡	きた　ひでまさ	JAならけん	○	
24	宮本　三四子	みやもと　みよこ	奈良県退職女教師の会	○	
25	島田　夏代	しまだ　なつよ	(社)奈良県看護協会		○
26	小城　利重	こじょう　とししげ	奈良県町村会		○
27	三村　英子	みむら　えいこ	奈良弁護士会	○	
28	島野　吉裕	しまの　よしひろ	(社)奈良県病院協会	○	
29	東山　元子	ひがしやま　もとこ	(社)ガールスカウト日本連盟奈良県支部		○
30	木村　久美子	きむら　くみこ	奈良労働局雇用均等室	○	
31	高橋　幸子	たかはし　さちこ	(福)奈良「いのちの電話」協会		○
32	小島　道子	こじま　みちこ	奈良NPOセンター		○
33	椋本　麻友	むくもと　まゆ	日本労働組合総連合会奈良県連合会	○	
34	古川　政也	ふるかわ　まさや	部落解放同盟奈良県連合会		○
35	近藤　茂男	こんどう　しげお	(社)奈良県歯科医師会	○	
36	吉村　和泉	よしむら　いずみ	(株)奈良新聞社		○
37	竹本　千絵	たけもと　ちえ	(社)奈良工業会	○	
38	城田　妙子	しろた　たえこ	国際ソロプチミスト奈良		○
39	米田　季弘	よねだ　ときひろ	奈良県生活協同組合連合会	○	
40	奥西　正博	おくにし　まさひろ	奈良県経営者協会	○	
41	花田　禮子	はなだ　れいこ	(財)21世紀職業財団奈良事務所	○	
42	久田　恵子	ひさだ　けいこ	公募委員	○	
43	森田　実知夫	もりた　みちお	公募委員		○
44	楠田　千之助	くすだ　せんのすけ	奈良県民生児童委員連合会		○
45	春木　清夏	はるき　きよか	(社)奈良県建設業協会	○	
46	平田　静太朗	ひらた　しずたろう	奈良県私立中学高等学校連合会		○
47	國石　智美	くにいし　さとみ	奈良県社会福祉協議会	○	
48	吉田　勝紀	よしだ　かつのり	奈良県4Hクラブ連絡協議会		○
49	藤田　勝美	ふじた　かつみ	奈良県女性センターﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ連絡協議会		○
50	中井　洋子	なかい　ようこ	奈良県保育協議会	○	
51	熊谷　英達	くまがい　えいたつ	奈良地方法務局人権擁護課		○
52	久留島　涼子	くるしま　りょうこ	(社)大学女性協会奈良支部	○	
53	乾　悦子	いぬい　えつこ	奈良県商工会連合会	○	
54	福本　淑子	ふくもと　よしこ	奈良県農村生活研究グループ連絡協議会		○
55	矢追　義法	やおい　よしのり	奈良県老人福祉施設協議会	○	
56	中北　美枝子	なかきた　みえこ	奈良友の会		○
57	吉井　良政	よしい　よしまさ	奈良県信用金庫協会	○	
58	池木　郁子	いけぎ　いくこ	(社)国際女性教育振興会奈良県支部		○
59	吉田　浩巳	よしだ　ひろみ	大和・まほろばNPOセンター		○
60	吉田　誠克	よしだ　まさかつ	奈良県市長会		○
61	片山　忠廣	かたやま　ただひろ	(社)奈良県銀行協会	○	
62	荒井　正吾	あらい　しょうご	奈良県		
63	山本　吉延	やまもと　よしのぶ	奈良県教育委員会事務局		○
64	宮谷　太	みやたに　ふとる	奈良県くらし創造部	○	
				30	33

男女共同参画社会基本法（平成11年６月23日　法律第78号）

改正　平成11年７月16日　法律第102号
同　11年12月22日　同　第160号

目次

前　文
第１章　総則（第１条～第12条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
第３章　男女共同参画会議（第21条～第28条）
附　則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第３項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の４未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第26条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。
（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成11年６月23日　法律第78号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。
（経過措置）
第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成11年７月16日　法律第102号）　抄

（施行期日）
第１条　　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日＝平成13年１月６日）
一　略
二　附則第10条第１項及び第５項、第14条第３項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで　略
十一　男女共同参画審議会
附　則　（平成11年12月22日法律第160号）　抄
（施行期日）
第１条　　この法律（第２条及び第２条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世　　界	日　　本	奈　　良　　県
１９４５ （昭２０）	・国際連合成立（国連憲章採択）	・衆議院議員選挙法改正（婦人参政権実現）	
１９４６ （昭２１）	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
１９４８ （昭２３）	・「世界人権宣言」採択 （国連総会）		
１９６７ （昭４２）	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択（国連総会）	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
１９７２ （昭４７）	・1975年を国際婦人年とすることを決定（国連総会）		
１９７５ （昭５０）	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 （メキシコシティ） ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の１０年」と決定（国連総会）	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布	
１９７６ （昭５１）	・ＩＬＯ（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正（離婚後の氏の選択）	・婦人問題に関する窓口を「県民課とする
１９７７ （昭５２）		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
１９７８ （昭５３）		・「国内行動計画第１回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
１９７９ （昭５４）	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の１０年」エスカップ地域政府間準備会議開催 （ニューデリー）		
１９８０ （昭５５）	・「国連婦人の１０年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第２回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ）	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
１９８１ （昭５６）	・「ＩＬＯ156号条約」採択 （ＩＬＯ総会） ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
１９８２ （昭５７）			・「婦人情報コーナー」開設
１９８３ （昭５８）		・「国内行動計画第３回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
１９８４ （昭５９）	・「国連婦人の１０年」エスカップ地域政府間準備会議開催（東京）		
１９８５ （昭６０）	・「国連婦人の１０年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「国内行動計画第４回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
１９８６ （昭６１）		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
１９８７ （昭６２）		・「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」決定	
１９９０ （平　２）	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
１９９１ （平　３）		・「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」第１次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
１９９２ （平　４）		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世　　界	日　　本	奈　　良　　県
１９９３ （平　５）	・世界人権会議開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
１９９４ （平　６）	・第４回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催（ジャカルタ） ・「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
１９９５ （平　７）	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択（国連人権委） ・第４回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
１９９６ （平　８）		・男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
１９９７ （平　９）		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン２１－奈良県女性行動計画（第二期）－」策定
１９９８ （平１０）		・「男女雇用機会均等法」改正（母性保護施行） ・「男女共同参画社会基本法」についての答申	
１９９９ （平１１）		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
２０００ （平１２）	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケート」実施
２００１ （平１３）		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・第１回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県１日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」作成
２００２ （平１４）		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン２１（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン　２１改訂版））」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
２００３ （平１５）		・「女性のチャレンジ支援」提言最終報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
２００４ （平１６）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」報告	・「女性の就業環境に関する調査」（新長期ビジョン専門委託調査）実施
２００５ （平１７）	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第２次）」策定	
２００６ （平１８）		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女ＧＥＮＫＩプラン（奈良県男女共同参画計画（第２次））」策定
２００７ （平１９）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
２００８ （平２０）		・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	

平成２１年度　奈良県男女共同参画関係施策の概要

１．男女共同参画課事業

NO. 1

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	○男女共同参画県民会議 構成　公募県民、民間団体、学識経験者、報道機関、国関係機関、市町村代表等　計64名 活動　各構成団体等による主体的な取組の推進と相互連携 運営　総会、事業推進部会、啓発推進部会
新女性の就業等意識調査事業（緊急雇用）	総務省が行った平成１９年就業構造基本調査の結果によると、奈良県の女性の有業率が全国最下位となっていることから、その実態や就業に対するニーズや条件等を把握するための調査を実施する。	調査対象　県内に居住する満20歳以上50歳未満の女性 3,000人 調査方法　郵送による無記名アンケート方式 調査時期　平成21年8月
男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業	女性の育児負担の軽減と就労促進に向け子育て世帯の男性を主な対象に、男女共同参画県民会議と連携協力し、家事・育児への積極的な参画を促進するための意識啓発を行う。	男性が家事・育児に参加している写真を募集し、入賞者の表彰式と作品展示を実施する。 募集期間　平成21年7月1日～9月7日 表彰・展示時期　平成21年11月 表彰・展示場所　県内大型商業施設
女性に対する暴力防止対策事業	ＤＶ、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民への意識啓発や被害者支援に取り組む。	○女(ひと)と男(ひと)が築く人権フォーラム「ＤＶが及ぼす子どもへの影響」 時期　平成21年11月17日 場所　奈良県橿原文化会館小ホール 内容　エンパワメント・センター主宰森田ゆりさんの講演
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報や意識啓発を行う。	○男女共同参画啓発パンフレットの発行 ○男女共同参画計画進捗状況報告書の作成 ○男女共同参画週間啓発事業 【男女共同参画週間イベント】 時期　平成21年6月30日～7月5日 場所　県女性センター 内容　記念講演、ワークショップ、パネルディスカッション、パネル展示等
新地域女性活動連携推進事業	県内に広く男女共同参画を浸透・定着させるため、女性団体が連携して実施する事業を補助する。	補助対象 なら男女共同参画推進大会事業、地域連絡会議事業、リーダー養成事業、地域との共催事業に要する経費の一部
新婦人会館運営補助事業	奈良県婦人会館を安全に維持・管理するために要する経費を補助する。	補助対象 (財)奈良婦人会館が行う奈良県婦人会館の運営事業に要する経費の一部
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村等に提供する。	登録者数　531名　（平成21年3月末現在）

2．女性センター事業

NO．1

事業名		概要	
		趣旨・目的	内容
講座・セミナー事業			
チャレンジ支援	女性のための チャレンジ講座	何かにチャレンジしたいと思っている女性が、能力を発揮できるよう様々なスキルを身につけることで自信をつけ、各々のチャレンジへのステップアップの機会とする。	○時期　6月、1月　予定 5回（4日） ○対象　女性　30名 ○内容　講義とワークショップ ○場所　女性センター
	チャレンジ モデルセミナー	様々な分野で活躍している女性を講師に招き、その体験談等を共有することでチャレンジ意欲を高める。	○時期　7月～3月　3回（3日） ○対象　女性　50名 ○内容　講義 ○場所　女性センター 他
人材育成	男女共同参画いきいきサポーター養成講座	地域における男女共同参画を啓発・推進する役割を担うサポーターを養成する。 入門コース 男女共同参画を人権の視点に立ち、体系的に学ぶことで、地域リーダーとして活動するために必要なジェンダーに敏感な視点・意識を養う。 講師力UPコース これまでに男女共同参画を学んだ人が、地域での講師やコーディネーター活動に必要な知識やスキルを学ぶことで実践力を養う。	○時期　6月～12月　17回（15日） ○対象　男女共同参画の視点を持ち、基本的な知識を有する者 男女 30名 ○内容　講義とグループワーク ○場所　女性センター
DV支援	ドメスティック・バイオレンス被害者支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスについて学び、社会全体で被害者を支援していく方法について男女ともに考える。	○時期　10月　2回（2日） ○対象　男女　40名 ○内容　講義 ○場所　女性センター
市町村支援	市町村男女共同参画 行政担当職員研修会	市町村の担当者が男女共同参画や人権に敏感な視点を学習・検証し、事業を進める上で必要な基本的知識を得る。	○時期　4月　1回（1日） ○対象　市町村男女共同参画・生涯学習・人権問題担当者　40名 ○内容　講義とグループワーク ○場所　女性センター
女性のチャレンジ応援事業			
チャレンジ週間イベント ～あなたのチャレンジは女性センターから～		チャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジを具体化できる場として週間イベントを開催する。	○時期　平成22年3月2日～3月6日（5日間） ○対象　女性 35名（ｾﾐﾅｰ・ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ定員） ○内容　セミナー、ワークショップ、パネル展示等 ○場所　女性センター

事　業　名	概　要	
	趣　旨・目　的	内　容
働く女性の支援・対策事業		
働く女性のための情報相談	女性が働き続けるために必要な情報を提供し、様々な相談に対応する。	○面接相談（予約制）・電話相談 火～木・土　9:30～17:00 ○ミニセミナーの開催 7月、3月 ○HPによる情報提供 「はたらく女性応援サイトなら」の充実
女性の継続就労調査	女性の就労に関する現状や課題を把握する。	○情報交換会　年3回
働く女性のための支援講座	女性が働き続けるために役立つ知識・方法を学ぶ講座を開催する。	○年　7回（6日）開催 ○定員30名
情報・相談事業		
女性相談	女性の様々な問題や悩みに関する電話や面談による相談。	○電話相談、面接相談（予約制） 火～金　9:30～18:00 土　9:30～20:00 日・祝　9:30～17:00 ○弁護士相談（予約制）週３日
男性相談	「仕事」や「人間関係」の悩み、ストレスなどについての電話による相談	○電話相談（月1回） 第3金曜日（変更あり）17:00～20:00
女性相談機関交流会	県内の女性相談機関の連携強化を目的に情報交換を行う。	○年1回開催
女性相談機関研修会	相談員を対象に女性の視点に立った相談が行えるよう資質向上を図る。	○年2回開催
情報提供	男女共同参画関連情報の提供、主催事業や男女共同参画に関するトピックス等を情報発信する。	○情報資料コーナー 図書の貸出、行政資料の閲覧 ○HPによる情報提供 「チャレンジサイトなら」の充実
女性団体活動支援事業		
女性団体活動支援	女性団体・女性グループ等を支援するために、活動支援コーナーを設置する。	○オープンスペースの提供 ○ロッカー、パソコン、コピー機等の設置 ○団体等の情報提供支援
グループ登録	地域で活動しているグループを登録し、県民、市町村に情報提供する。	○グループ活動の紹介 ○登録グループへの情報提供

Ｈ２１年度市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧

（平成２1年４月１日現在）

	市町村名	担当部署名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
1	奈良市	市民活動部人権文化推進室 男女共同参画課	630-8122	奈良市三条本町8-1 奈良市男女共同参画センターあすなら	0742-34-1525	0742-33-6938
2	大和高田市	市民部人権施策課 男女共同参画推進係	635-8511	大和高田市大中100-1	0745-22-1101 (内線:287)	0745-52-2801
3	大和郡山市	市民生活部人権施策推進課 男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049
4	天理市	市民部男女共同参画課 男女共同参画係	632-0035	天理市守目堂町89 かがやきプラザ(天理市男女共同参画プラザ)	0743-68-2666	0743-68-2665
5	橿原市	市民経済部人権施策課 男女共同参画室　男女共同参画係	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	0744-21-4112
6	桜井市	市民部人権施策課 男女共同参画係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111 (内線:564)	0744-46-1782
7	五條市	生活産業部人権施策課 女性施策係	637-8501	五條市本町1-1-1	0747-22-4001	0747-22-8210
8	御所市	企画開発部人権･同和対策課 男女共同参画係	639-2298	御所市1-3	0745-62-3001	0745-62-5425
9	生駒市	市民部人権施策課 男女共同参画プラザ	630-0257	生駒市元町1-6-12 生駒市男女共同参画プラザ	0743-75-0237	0743-73-0555
10	香芝市	市民生活部人権･共同参画課 男女共同参画係	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
11	葛城市	市民生活部人権政策課 男女共同参画係	639-2195	葛城市柿本166	0745-69-3001	0745-69-6456
12	宇陀市	市民環境部人権施策課	633-0292	宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-3900
13	山添村	総務課人権啓発室	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
14	平群町	総務財政課 人権対策係	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001 (内線:222)	0745-45-6619
15	三郷町	総務部人権施策課	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-73-2101	0745-73-6334
16	斑鳩町	企画財政課 文化広報統計係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
17	安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958	0743-57-1511	0743-57-1526
18	川西町	総務部企画財政課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4734
19	三宅町	総務課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
20	田原本町	生活環境部住民生活課 人権施策係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-34-2115	0744-32-2977
21	曽爾村	ふれあい推進課	633-1216	宇陀郡曽爾村大字山粕1665 ふれあいセンター内	0745-94-2731	0745-96-2731
22	御杖村	総務課人権施策グループ 男女共同参画係	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001 (内線:26)	0745-95-6800
23	高取町	住民福祉課 住民生活グループ	635-0154	高市郡高取町大字観覚寺990-1	0744-52-3334 (内線:163)	0744-52-4063
24	明日香村	教育課	634-0141	高市郡明日香村大字川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
25	上牧町	住民福祉部福祉課 人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	0745-77-6671
26	王寺町	企画財政課 財務情報管理係	636-0012	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	0745-32-6447
27	広陵町	総務部総務課 企画調整係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
28	河合町	教育委員会生涯学習課 人権対策係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
29	吉野町	町民課 人権施策推進係	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80-1	0746-32-3081 (内線:111)	0746-32-3507
30	大淀町	総務部総務課	638-8501	吉野郡大淀町大字桧垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
31	下市町	教育委員会 社会教育係	638-0041	吉野郡下市町大字下市3071	0747-52-1711	0747-52-5159
32	黒滝村	住民課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
33	天川村	住民課 男女共同参画係	638-0329	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
34	野迫川村	総務課 女性施策係	648-0392	吉野郡野迫川村北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
35	十津川村	総務課 庶務係	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-62-0001	0746-62-0210
36	下北山村	住民課 男女共同参画担当	639-3803	吉野郡下北山村寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
37	上北山村	住民課 女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
38	川上村	教育委員会 社会教育係	639-3553	吉野郡川上村大字迫590-1	0746-52-0144	0746-52-0240
39	東吉野村	総務企画課	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	0746-42-0446

都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課一覧

（平成21年4月15日現在）

都道府県 政令都市	担当部(局)課(室)名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
北　海　道	環境生活部　生活局参事 男女平等参画グループ	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-204-5217	011-232-3640
青　森　県	環境生活部　青少年・男女共同参画課　男女共同参画グループ	030-8570	青森市長島1ー1ー1	017-734-9228	017-734-8050
岩　手　県	環境生活部　青少年・男女共同参画課	020-8570	盛岡市内丸10ー1	019-629-5348	019-629-5354
宮　城　県	環境生活部　共同参画社会推進課課　男女共同参画推進班	980-8570	仙台市青葉区本町3ー8ー1	022-211-2568	022-211-2392
秋　田　県	生活環境文化部　男女共同参画課	010-8570	秋田市山王4ー1ー1	018-860-1555	018-860-3895
山　形　県	文化環境部　女性青少年政策室	990-8570	山形市松波2ー8ー1	023-630-2668	023-624-9908
福　島　県	生活環境部　人権男女共生課	960-8670	福島市杉妻町2ー16	024-521-7188	024-521-7887
茨　城　県	知事公室　女性青少年課　男女共同参画グループ	310-8555	水戸市笠原町978－6	029-301-2178	029-301-2189
栃　木　県	県民生活部　青少年男女共同参画課	320-8501	宇都宮市塙田1ー1ー20	028-623-3074	028-623-3150
群　馬　県	生活文化部　人権男女共同参画課　男女共同参画係	371-8570	前橋市大手町1ー1ー1	027-226-2902	027-220-4424
埼　玉　県	県民生活部　男女共同参画課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3ー15ー1	048-830-2921	048-830-4755
千　葉　県	総合企画部　男女共同参画課	260-8667	千葉市中央区市場町1ー1	043-223-2372	043-222-0904
東　京　都	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画室	163-8001	新宿区西新宿2ー8ー1	03-5388-3189	03-5388-1331
神奈川県	県民部　人権男女共同参画課	231-8588	横浜市中区日本大通り1	045-210-3640	045-210-8832
新　潟　県	県民生活・環境部　男女平等社会推進課	950-8570	新潟市中央区新光町4ー1	025-280-5141	025-280-5166
富　山　県	生活環境文化部　男女参画・ボランティア課	930-8501	富山市新総曲輪1ー7	076-444-3137	076-444-3479
石　川　県	県民文化局　男女共同参画課	920-8580	金沢市鞍月1－1	076-225-1376	076-225-1374
福　井　県	総務部　男女参画・県民活動課	910-8580	福井市大手3ー17ー1	0776-20-0319	0776-20-0632
山　梨　県	企画部県民室　県民生活・男女参画課(男女共同参画担当)	400-8501	甲府市丸の内1ー6ー1	055-223-1358(直通)	055-223-1335
長　野　県	企画部　人権・男女共同参画課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692ー2	026-235-7102	026-235-7389
岐　阜　県	環境生活部　男女参画青少年課	500-8570	岐阜市薮田南2ー1ー1	058-272-8236(直通)	058-278-2611
静　岡　県	県民部　県民生活局　男女共同参画室	420-8601	静岡市葵区追手町9ー6	054-221-3363	054-221-2941
愛　知　県	県民生活部　社会活動推進課　男女共同参画室	460-8501	名古屋市中区三の丸3ー1ー2	052-954-6179	052-971-8736
三　重　県	生活・文化部男女共同参画・NPO室	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2225	059-224-3069
滋　賀　県	県民文化生活部　男女共同参画課	520-8577	大津市京町4ー1ー1	077-528-3070	077-528-4807
京　都　府	府民生活部　男女共同参画課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4291	075-414-4293
大　阪　府	府民文化部　男女共同参画課	540-8570	大阪市中央区大手前2ー1ー11	06-6942-3821	06-6944-6648
兵　庫　県	企画県民部県民文化局青少年課　男女家庭室	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3160	078-362-3957
奈　良　県	くらし創造部　男女共同参画課	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-8729	0742-24-5403
和歌山県	環境生活部　県民局　青少年・男女共同参画課	640-8585	和歌山市小松原通1ー1	073-441-2510(直通)	073-441-2501
鳥　取　県	企画部　男女共同参画推進課	680-8570	鳥取市東町1ー220	0857-26-7077	0857-26-7127
島　根　県	環境生活部　環境生活総務課　男女共同参画室	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5245	0852-22-5098
岡　山　県	生活環境部　　男女共同参画課	700-8570	岡山市北区内山下2ー4ー6	086-226-0553	086-225-2949
広　島　県	環境県民局　総務管理部　人権男女共同参画課	730-8511	広島市中区基町10ー52	082-513-2746	082-227-2549
山　口　県	環境生活部　男女共同参画課	753-8501	山口市滝町1ー1	083-933-2630	083-933-2639
徳　島　県	県民環境部　男女参画青少年課	770-8570	徳島市万代町1ー1	088-621-2177	088-621-2833
香　川　県	総務部　県民活動・男女共同参画課	760-8570	高松市番町4ー1ー10	087-832-3197(直通)	087-831-1165
愛　媛　県	県民環境部　管理局　男女参画課	790-8570	松山市一番町4ー4ー2	089-912-2330	089-912-2444
高　知　県	文化生活部　県民生活・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内1－2－20	088-823-9651	088-823-9879
福　岡　県	新社会推進部　男女共同参画推進課	812-8577	福岡市博多区東公園7ー7	092-643-3391	092-643-3392
佐　賀　県	くらし環境本部　男女参画・県民協働課	840-8570	佐賀市城内1ー1ー59	0952-25-7062	0952-25-7338
長　崎　県	県民生活部　男女参画・県民協働課	850-0862	長崎市出島町2－11　出島交流会館3F	095-822-4729	095-822-4739
熊　本　県	総務部　男女共同参画・パートナーシップ推進課	862-8570	熊本市水前寺6ー18ー1	096-333-2287	096-387-3940
大　分　県	生活環境部　県民生活・男女共同参画課	870-8501	大分市大手町3ー1ー1	097-506-3047	097-506-1744
宮　崎　県	県民政策部　生活・協働・男女参画課	880-8501	宮崎市橘通東2ー10ー1	0985-26-7040	0985-20-2221
鹿児島県	総務部県民生活局　青少年男女共同参画課　男女共同参画室	890-8577	鹿児島市鴨池新町10ー1	099-286-2563(室長) 099-286-2634(担当)	099-286-5541
沖　縄　県	文化環境部　平和・男女共同参画課	900-8570	那覇市泉崎1ー2ー2	098-866-2500	098-866-2589
札　幌　市	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2962	011-218-5164
仙　台　市	企画市民局　市民生活部　男女共同参画課	980-8671	仙台市青葉区国分町3ー7ー1	022-214-6143	022-214-6140
さいたま市	市民局　生活文化部　男女共生推進課	330-9588	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-1231	048-829-1969
千　葉　市	市民局　生活文化部　男女共同参画課	260-8722	千葉市中央区千葉港1ー1	043-245-5060	043-245-5539
横　浜　市	市民活力推進局　男女共同参画推進課	231-0017	横浜市中区港町1ー1	045-671-2017	045-663-3431
川　崎　市	市民・こども局　人権・男女共同参画室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2300	044-200-3914
新　潟　市	市民生活部　男女共同参画課	951-8550	新潟市中央区学校町通1－602－1	025-226-1061(直通)	025-228-2219
静　岡　市	生活文化局　市民生活部　男女共同参画課	420-8602	静岡市葵区追手町5－1	054-221-1349	054-221-1782
浜　松　市	ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2561	053-457-2750
名古屋市	総務局　総合調整部　男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸3ー1ー1	052-972-2234	052-972-4112
京　都　市	文化市民局　共同参画社会推進部　男女共同参画推進課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-222-3091	075-222-3223
大　阪　市	市民局　市民部　男女共同参画担当	530-8201	大阪市北区中之島1ー3ー20	06-6208-9156	06-6202-7073
堺　　市	市民人権局　男女共同参画推進課	590-0078	堺市堺区南瓦町3－1	072-228-7408	072-228-8070
神　戸　市	市民参画推進局　市民生活部　男女共同参画課	650-8570	神戸市中央区加納町6ー5ー1	078-322-5179	078-322-6034
岡　山　市	市民局 男女共同参画課	700-8544	岡山市北区大供1丁目1番1号	086-225-1699	086-803-1744
広　島　市	市民局　人権啓発部　男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町1ー6ー34	082-504-2108	082-504-2609
福　岡　市	市民局　男女共同参画部　男女共同参画課	810-8620	福岡市中央区天神1ー8ー1	092-711-4107	092-733-5595
北九州市	子ども家庭局 男女共同参画推進部	803-8501	北九州市小倉北区城内1ー1	093-582-2405	093-582-2624